

古代日本の牛乳・乳製品の利用と貢進体制について

佐藤 健太郎

はじめに

現代の人々にとって牛乳やチーズなどの乳製品は身近なものであるが、古代において牛乳・乳製品（酪・蘇（酥）^①・醍醐など）は高級品であり、多くの人々には縁遠いものであった。現代の人々には想像しにくいのが、牛乳・乳製品は仏教との関わりが深く、經典にみえ儀礼において実際に用いられている。

これまでの古代日本の牛乳・乳製品に関する研究には、文献史料を中心とした研究や文献史料をもとに乳製品の酪・蘇を實際に復元し、酪・蘇の物性を検討した研究がある^②。これらの研究のなかで、昭和一四年（一九三九）に発表された滝川政次郎氏の「日本上代の牛乳と乳製品」は、古代日本の牛乳・乳製品に関する史料に加えてそれまでの研究で利用されていなかった中国の医書などをを用いて、古代日本における牛乳・乳製品の利用実態を考察さ

れたものであり^③、本研究課題の礎となった研究論文である。

滝川氏の研究以後も古代日本の牛乳・乳製品に関する研究は行われ成果をあげてきたが、この間牛乳・乳製品に関する史料も増加した。まず「牛乳」「蘇」と書かれた木簡・墨書土器が平城宮跡を中心に出土し、その出土例が蓄積されつつある。次に文献史料においても蘇に関わる重要な発見があった。古代の蘇の貢進体制に関する詳細な史料は『延喜式』しかなく、『延喜式』以前の貢進体制については不明であったが、発見された藤原行成の『新撰年中行事』に『延喜式』以前の蘇の貢進体制を記した「弘仁式」逸文が引用されていることが紹介された^④。

本稿では、先行研究の成果をもとにしつつ、蓄積されてきた牛乳・乳製品の木簡・墨書土器・弘仁式逸文などの新出史料を用いて、古代の牛乳・乳製品の利用や貢進体制について改めて考察する。

第一章 古代の牛乳・乳製品（酪・蘇・乳脯）の利用

古代の乳製品には、酪・蘇・醍醐・乳脯などがある。これらの乳製品のなかで蘇・乳脯については使用・貢進製造に関する史料があることから古代日本に実在したと考えられているが、醍醐については利用・貢進製造に関する史料がなく、滝川氏は『本草和名』の「醍醐」の下に「唐」の註記があることから「醍醐は舶載によるものの外は造られなかった。」と述べられ⁽⁵⁾、その他の研究者は、古代日本に醍醐は実在しなかったと考えられている。一方酪の実在については、研究者の見解は一致していない。後述するように私は古代日本に酪は実在していたと考えており、考察の対象に酪を含めている。以下では、古代日本における牛乳・酪・蘇・乳脯の利用についてみていく。

(一) 牛乳

牛乳の存在が史料上はじめて確認されるのは孝徳朝である。⁽⁶⁾長屋王邸跡から出土した木簡、いわゆる長屋王家木簡に「牛乳」がみえることによつて奈良時代における牛乳の利用が判明した。⁽⁷⁾（出典表記の「二二一25」は、『平城宮発掘調査出土木簡概報』二一の通し番号25を意味する。）。

- ①・牛乳持参人米七合五夕 受丙麻呂 九月十五日 (二二一25)
・大嶋書史

- ②・^(乳)牛乳煎人一口米七合五夕 受稻麻呂 (二二一82)
・^(乳)十月四日大嶋

①は九月十五日に牛乳を持参した丙麻呂に米七合五夕が支給されことを示し、②は十月十四日に牛乳を煎た稻麻呂に米七合五夕が支給されたことを述べる。①牛乳が長屋王家に持参されていることから、長屋王家が乳牛を飼養する牧を所有していたと考えられている⁽⁷⁾。

廣野卓氏は②に牛乳を煎たことから①の牛乳が煎つめられて蘇が造られたと解されたが、②の牛乳を煎たことについては別の理解が可能である。唐代の陳藏器の『本草拾遺』に「凡服乳必煮一二沸停冷啜之、」⁽⁸⁾とあり、牛乳を飲用する際には牛乳を一二度沸騰させる、つまり古代においても牛乳には現代と同様に熱気消毒が行われていたのである。したがって、②の牛乳を煎たのは牛乳を飲用するための処置であったとも解釈できる。

奈良時代の牛乳の利用について、滝川氏は天平宝字四年（七六〇）に随求即得陀羅尼經・大仏頂陀羅尼經を書写するために経師・画師らに支給された食料などをまとめた「東寺写経所解案」⁽⁹⁾にみえる「乳式斛」をとりあげ、この「乳」が写経に当って仏を拝する際に仏前に供えられたものと指摘されている⁽¹⁰⁾。

平安時代の貴族の日記には牛乳が薬として用いられたことがある。牛乳の効能は、虚弱な体質を補い、渴きを潤し、下気するものであった⁽¹¹⁾。牛乳を飲用した一例が『小右記』寛仁三年（一〇

一九) 八月一九日条である。

阿闍梨祈統来云、日来看^二座主病惱^一、昨日下、唯今登^レ山、但座主所^レ惱不^レ輕、然而時々被^レ食、湯治并剃頭等如^二尋常^一、痢猶不^レ止者、…其後内供奉消息云、昨今弥重發^レ惱辛苦、大豆煎不變色出、似^レ可^レ被^レ慎、雖然猶可^レ被^レ服歟、又被^レ服^二生乳^一如何者、呼^二遣忠明宿祢^一、問^二件事等^一、申云、大豆煎生乳等能煎被^レ服可^レ良、生乳者半分煎可^レ被^レ服者、申^二達此由^一、…

痢病に苦しむ天台座主慶円の様子を祈統から聞いた藤原実資は、典葉頭丹波忠明に牛乳の服用について尋ね、忠明から乳を半分に煎て服用するようにとの返答を得た後、良円を介して慶円に牛乳の服用をすすめた。

藤原実資自身も、寛仁四年(一〇二〇)一〇月一〇日に気力を得るために牛乳を飲用しており(『小右記』)、実資の孫の藤原資房は、三宮に牛乳を供御する乳牛院の別当在任時の長暦四年(一〇四〇)一〇月四日に乳牛院より牛乳を取り寄せて飲んで(『春記』)資房が牛乳を飲用した目的は不明であるが、資房はこの頃子供の病気のことで思い悩み体調を崩しており、資房が牛乳を飲用したのは祖父実資と同様に気力を得るためであったと思われる。なお乳牛院については、後述する。

(二) 酪

酪に関する史料はあまりないが、古代日本に酪は実在したと漠然と考えられてきた。それに対して東野治之氏・池山紀之氏は、『本草和名』が酪を輸入品としていないこと、製法上蘇と不可分なものであることなどの根拠をあげて古代日本に酪は実在していたと述べられた¹³⁾。一方中村修也氏は、酪に関する史料を再検討し、『倭名類聚抄』・『医心方』の酪に関する注釈が中国の史料であり日本独自の説でないことや文学作品にみえる酪は中国の文学作品からの借用であることを指摘し、古代日本には酪は実在していなかったと論じられた¹⁴⁾。酪に対する以上の指摘をふまえて、酪が古代日本に実在したのか、それとも実在しなかったかについて考えたい。まず『倭名類聚抄』の「酪」を左掲する。

酪、通俗文云、温^二牛羊乳^一曰酪、處各反、乳酪、和名逆字能可遊、

中村氏が指摘するように、酪に関する注釈は中国の史料の通俗文である¹⁵⁾。ただし分注の末尾に和名「逆字能可遊(にうのかゆ)」とみえることに注意を払うべきであるように思われる。もし、日本に酪が実在しないのであれば、ここに和名を載せる必要はない。酪は『医心方』にもみえる。『医心方』とは、平安時代に丹波康頼が編纂した医書で漢籍を引用して疾患の治療や本草の効能などを説明したものである。『医心方』は牛乳・蘇・酪を載せるが、醍醐を載せていない。醍醐が『医心方』に載せられていないのは、当時の日本で醍醐が存在していなかったためであろう。そのよう

に考えてよければ、牛乳・蘇と並んで『医心方』に載せられている酪は当時の日本に実在していたことになる。酪の利用については『覚禪抄』に北斗御修法の用いる堅調糜について「香隆寺云、堅調糜云十一坏、以_二五穀蘇蜜乳酪等_一和合煮之、私云、炊交飯也。糜上立_二蠟燭_一云々」とある。酪を薬として用いた例は管見の限り見いだせなかったが、その効能は熱を有する腫物に効果があり、虚熱や体・顔などにできた熱瘡を治すというものであった¹⁶⁾。

酪の物性については、滝川氏はヨーグルトもしくはコンデンスミルクに類する粥状のものとし¹⁷⁾、その他の研究者はヨーグルト(発酵乳)と考えられている¹⁸⁾。

(三) 蘇

『右官史記』逸文(『政事要略』所引)に「文武天皇四年十月遣_レ使造_レ蘇」とあり、文武天皇四年(七〇〇)には蘇が日本で造られていたが確認される。蘇の用途を大別すると、①薬用②食用③施物・供物用になる。以下、用途別にみていく。

まず①薬用としての蘇であるが、その効能は、五蔵を補い、大腸に利き、口瘡を治すというものである¹⁹⁾。蘇を薬として用いたものに「蘇蜜煮」がある。『小右記』長和五年(一〇一六)五月一日一条に藤原道長が「蘇蜜煮」を用いたことがみえる。

…從_二去三月_一類飲_二漿水_一、就中近日昼夜多飲、口乾無_レ力、但食不_レ減例、医師等云、熱氣歟者、雖_レ不_レ服_二丹藥_一、年來

豆汁、大豆煎、蘇蜜煎、呵梨勒丸等不_レ断服_レ之、此驗歟、…藤原道長は三月頃から粥状の漿水を頻りに飲むようになり、近頃では昼夜区別なく漿水を飲むようになった。この道長の行動を医師は熱気によるものとした。道長は丹薬を服用せず、豆汁・大豆煎・蘇蜜煎・呵梨勒丸などを服用していたという。蘇蜜煮は本条以外にみえないが、平城宮跡から興味深い墨書土器が出土している。

蘇□煮²⁰⁾

本墨書土器は平城宮東面東大垣の開口部分を開渠で抜けてSD三四一〇からSD三四九五一に東流する溝のSD一七六五〇より出土した。SD一七六五〇の埋立土から平城宮Ⅲ古段階の土器が出土しており、SD一七六五〇は、天平一〇年(七三八)前後の大垣の改修に伴って埋め立てられ、廃絶したと考えられている²¹⁾。墨書土器の「蘇」の下の一字が判読されていないが、墨痕などからみて「蜜」である可能性が高い²²⁾。そのように考えてよければ、蘇蜜煮が天平一〇年頃にはすでに利用されていたことになる。

蘇は、②食用として正月の二宮大饗・大臣大饗などで用いられた。二宮大饗とは、正月二日に諸臣が中宮・東宮のそれぞれの本所にて拝謁し、その後玄暉門の東西廊で開かれる饗宴のことであり、蘇は莖立・苞焼・甘栗とともに出された²³⁾。大臣大饗とは、大臣が親王以下の人々を自邸に招いて開く饗宴であり、とくに朝廷から蘇・甘栗が大臣家に賜与される²⁴⁾。蘇・甘栗は勅使によって大

臣家に届けられる。この使を蘇甘栗使と呼び、『侍中群要』巻八、蘇甘栗使事にその次第がある。

大臣家大饗、内蔵人奉^レ仰召^二仰出納^一、令^レ調^二蘇甘栗等^一、
在蘇四壺、栗十六籠、各入^三折櫃^{一合二}、置^二土高坏^{一折櫃高并若}

蘇^内、小舎人一人^二、仕人二人相従之、：

蘇・甘栗は内蔵寮に保管されており、内蔵寮から蘇四壺・甘栗十六籠が出蔵され、折櫃に入れられて大臣家に届けられる。

先述したように蘇は仏教との関わりが深く、天平勝宝四年（七五二）に来日した鑑真が貴重な經典とともに「牛蘇一百八十斤」を所持していたことからうかがえる。⁽²⁶⁾ 蘇は仏教儀礼の③施物・供物に用いられた。正月八日から十四日まで行われる御齋会に供奉した講読師・僧綱らに蘇一壺が施物として支給されている。⁽²⁷⁾ 弘仁年間に最澄が空海に蘇一壺を贈っており、贈答品としても使用された。⁽²⁸⁾

とくに密教の修法に蘇は不可欠の品物であった。⁽²⁹⁾ 鎌倉時代の覚禅の『覚禅抄』には蘇が様々な修法に用いられていたことがみえる。その一例として、太元帥法・真言院御修法・御燈をとりあげる。まず、正月八日に行われる太元御帥法からみていこう。太元帥法は、太元帥明王を主尊とする修法で、承和五年に入唐した常暁によって日本に伝えられたものである。⁽³⁰⁾ 修法の際には大壇以下の壇が設けられ、大壇にはとくに天皇の御衣が安置され、加持が施される。修法に用いられる物品が『西宮記』巻一、八日太元所

遣御衣事に列挙され、蘇二壺が用いられたことが確認される。

真言院御修法は、正月八日から七日間真言院にて東寺長者が国の安泰・天皇の安穩を祈る修法である。⁽³¹⁾ 本修法においても蘇二壺が使用されている。⁽³²⁾

御燈は、毎年三月三日・九月三日に北辰、つまり妙見菩薩に灯明を献じるものである。⁽³³⁾ 天皇・皇后が灯明を献じるが、延喜中宮式潔斎条に皇后の御燈の際に用いられる品物が列挙されており、その中に蘇が確認される。

以上のように宮中や都周辺の寺院において蘇を用いた仏教儀礼が行われていたが、地方の寺院においても同様に蘇を用いた儀礼が行われていたかについては史料からは不明である。だが、このことを考える上で貴重な発見があった。千葉県市原市の荒久遺跡から「蘇」と書かれた墨書土器が出土したのである。荒久遺跡は上総国分僧寺跡に隣接した遺跡であり、国分僧寺の寺奴や工人などが居住した集落であったと考えられている。上総国分僧寺跡からは、「油菜所」と書かれた墨書土器が発見された。以上の墨書土器から上総国分寺で蘇や油を用いた法会が営まれていたと考えられている。⁽³⁴⁾

蘇の物性については、日本・中国の文献や復元実験に基づいてバター・チーズ・ヨーグルト・練乳などと様々に考えられてきた。古代日本の蘇の製法は、延喜民部式貢蘇番条に「乳大一斗煎、得蘇大一升」とあり、日本の蘇は牛乳を煮詰めて作られるもの

であった。なお平城宮木簡の「近江国生蘇三合」によって、蘇には完全に煮詰めたものと煮つめられていないものという種類の存在が判明した。この「生蘇」について東野氏・池山氏は「水分の多い無糖れん乳のようなものであったのではあるまいか。」とし、蘇をバター・濃縮乳と考えられている。⁽³⁶⁾一方斎藤瑠美子氏・勝田啓子氏は「蘇は牛乳をおよそ1/10に煮つめた乳製品で折敷に盛られるほどに乾燥したもので、それゆえにわが国の風土的条件を生かした独自の製法によって造られたものである。」と述べられ、⁽³⁷⁾斎藤氏・勝田氏は蘇の復元実験を行い、加熱濃縮したものを一年間常温で放置しカビが生えるか否かまで実験した上で、蘇が長期保存のきく加濃縮した全粉乳のようなものであったと結論づけられている。

(四) 乳脯

乳脯は、『小右記』寛仁三年（一〇一九）八月十三日条に次のようにみえる。

十三日、…内供消息状云、座主猶重被_レ悩…、又云、痢病薬乳脯尤良、可_二求送_一者、座主料也、求遣_二乳牛院_一了…乳脯廿枚奉_二座主御許_一、

良円から天台座主慶円が痢病に悩まされていると聞いた藤原実資は痢病に利くとされる乳脯を乳牛院に求め、乳脯二〇枚を得て慶円に贈った。乳脯に関する史料は本条しかなく不明な点が多い

が、乳脯が枚の単位で数えられていることから固形のものであったことがわかる。中村氏は、乳脯を乾湯葉のようなものであったとし、⁽³⁷⁾廣野氏は、「生酥を薄くのばして乾燥させた今日のスルメ様の乳製品であろう。」と述べられている。⁽³⁸⁾

以上、古代日本における牛乳・乳製品の酪・蘇・乳脯の利用についてみてきた。牛乳・酪・蘇は宮廷儀式や仏教儀式などで利用され、薬としても用いられた。章を改めて、それらの需要に対する牛乳・蘇などの貢進体制について考察する。

第二章 奈良時代の乳・乳製品の貢進体制

奈良時代に牛乳・乳製品の生産に携わったのは、典薬寮所属の乳長上とその下部に置かれた乳戸である。乳長上に任せられたのは、和薬氏であった。和薬氏については、『新撰姓氏録』左京諸蕃下に次のようにみえる。

和薬使主、出_レ自_二呉国主照淵孫智聡_一也、天国排開広庭天皇^{諱欽}御世、随_二使大伴佐尼比古_一、持_二内外典薬書、明堂図等百六十四卷、仏像一軀、伎楽調度一具等_一入朝、男善那使主、天万豊日天皇^{諱孝}御世、依_レ献_二牛乳_一賜_二姓和薬使主_一、奉_レ度_二本方書一百三十卷、明堂図一卷、薬白一、及伎楽一具_一、今在_二大寺_一、

呉国の照淵の孫の智聡は欽明朝に來日し、その時に智聡は内外の典薬書・明堂図等一六四卷などを所持していた。子の善那が孝

徳天皇に牛乳を献じ、天皇より和薬使主姓を賜わった。智聡が来日時に医書や鍼灸に関わる明堂図を所持していたことから、智聡は医学に通じた人物であったと考えられる。善那は父から医学の知識を受け継ぎ、牛乳を薬として孝徳天皇に献じたことにより、姓に薬を有する「和薬使主」を賜わったものと思われる。そのように考えてよければ、孝徳朝には平安時代と同様に牛乳が薬として用いられていたことになる。この和薬氏は孝徳天皇より姓を賜与されただけでなく、「乳長上」という職にも任ぜられている。弘仁十一年（八二〇）二月二十七日太政官符所引典薬寮解に「難波長柄豊前宮御宇天皇御世、大山上和薬使主福常、習取乳術始授此職、自斯以降子孫相承、世居此任、至今不絶、」（『類聚三代格』巻五、定秩限事）とあり、難波長柄豊前宮御宇天皇御世、つまり孝徳朝において、和薬使主福常が搾乳技術によってはじめて乳長上に任ぜられ、福常の子孫が代々乳長上に任ぜられているという。

『新撰姓氏録』は孝徳朝に和薬使主姓を賜った者を「善那」とし、『類聚三代格』は孝徳朝に乳長上に任ぜられた者を「福常」としており、両書で名が異なる。この点について、佐伯有清氏は、「善那」と「福常」は同一人物であるとし、善那が和薬使主姓を賜わった時に善那から日本式の名の福常に改めたものとされた。³⁹⁾

和薬氏が任ぜられた乳長上は、養老三年（七一九）六月丙子（一九日）に宮主・画師・医師・算師らとともに把笏することを許さ

れている（『続日本紀』）。宮主・画師らはいずれも専門職であり、乳長上がこれらの職とともに把笏することを許されたことから、乳長上も専門職であったと考えられる。したがって乳長上和薬氏の世襲する職とされた目的は、搾乳の技術を保護するためであったと思われる。

その乳長上の下に置かれ、牛乳・乳製品の製造に携わったのが乳戸である。乳戸は、官員令別記によれば、五〇戸が置かれ、一〇丁が一年交替で役に従事し、品部として調雑徭が免除された。乳戸がどこで乳牛を飼養していたかは史料に明記されていないが、牧であったと考えられている。⁴⁰⁾

乳戸と関わるものに「乳牛戸」がある。乳牛戸は、『続日本紀』和銅六年（七一三）五月丁亥条（二五日）に「始令山背国点乳牛戸五十戸」とみえる。新井喜久男氏は、乳戸と乳牛戸は同一のものではなく、乳戸は文武天皇四年以前に設けられていたとし、乳牛戸は増設されたものであると指摘された。⁴¹⁾

中央では、典薬寮所属の乳長上・乳戸（乳牛戸）が牛乳・乳製品の生産を行っていたと推測されるが、牛乳・乳製品は医療・儀礼に欠かせないものであり、儀礼などの充実によってその需要は高まっていったと想像される。そのような場合、乳長上・乳戸のみで需要を満たすことは無理であり、諸国において日持ちのする蘇を生産させ、貢進させることになったと思われる。

諸国においていずれの機関で蘇が生産されたかは不明である

が、そのことを考える上で興味深いのが、長野県塩尻市の吉田川西遺跡から出土した「蘇」の墨書土器である。吉田川西遺跡は、奈良時代から平安時代まで継続した集落遺跡である。蘇の墨書土器は九世紀中頃の遺構から出土した。本遺跡の九世紀末期の遺構からは「榛原」の墨書土器が発見された。この「榛原」は「埴原牧」のこととされており、吉田川西遺跡は埴原牧を管理する集落であったと考えられている。⁴²⁾ そのような性格を有する遺跡から「蘇」の墨書土器が出土していることに注視すれば、蘇は牧で造られたと思われる。

諸国からの蘇の貢進の開始時期については、『続日本紀』文武天皇四年（七〇〇）三月丙寅条に諸国に牧が置かれて牛馬が放たれたとみえることや『右官史記』に文武天皇四年一〇月に使を遣わして蘇を造らせたことから、文武天皇四年と考えられている。これらの史料からは文武天皇四年の時点でどの程度の蘇の貢進体制が構築されていたかは判然としないが、養老六年（七二二）閏四月一七日太政官符で蘇の貢進の際には櫃ではなく、籠を用いるようにと「七道諸国司」に命じており、⁴³⁾ 養老六年には諸国が蘇を貢進する体制が成立していたことがわかる。次に蘇の貢進に関する史料をみていこう。

蘇の貢進に関する記述が天平年間の正税帳などにみえる（出典表記の『大日古』一一五八は、『大日本古文书』巻一、518頁を意味する。⑤の欠損箇所については、林陸朗・鈴木靖民編『天平諸国正

税帳』（現代思潮社、一九八五年）を参照した。）

①天平六年出雲国計会帳（『大日古』一一604）
一、同日進上蘇合参升伍拾、盛壺五口事、

右参条、附^二朝集使従七位上勳十二等石川朝臣足麻呂^一進上、

②天平六年尾張国正税帳（『大日古』一一610）

造^レ蘇壹斗参升、納壺七口、大壺三口、々別納三升、小壺四口、々別納一升

用度稻式佰束、

③天平九年但馬国正税帳（『大日古』二一64・65）

依^レ例造^レ蘇伍壺、大^二、乳牛壹拾参頭、取乳廿日、小^三、

单式伯陸拾頭、四把、秣稻壹佰肆束、四把、

：

蘇伍壺、担夫壹人、

④天平十年周防国正税帳（『大日古』二一138）

造^レ蘇肆升、小、納壺肆口、並小、乳牛陸頭、廿日、飼稻肆拾別捌

束、牛別日、四把

⑤天平十年淡路国正税帳（『大日古』二一105）

造^レ年料^蘇 乳牛肆頭、廿日、飼稻参拾^{式束、}牛別日、四把

これらの記述のなかで③但馬国の記述が最も詳しく書かれており、以下但馬国の内容を中心にして当時の蘇の貢進についてまとめる。但馬国は、大壺二、小壺三、計五壺の蘇を貢進している。壺には大小があり、それぞれの容量は、②によれば大壺が三升、

小壺が一升であった⁽⁴⁴⁾。但馬国が貢進した蘇の総量は小九升である。但馬国は九升の蘇を得るために、二〇日間乳牛二三頭に日ごと四把の秣稻を与え、乳牛から生乳を搾った。生乳を加工して出来上がった蘇は、壺に入れられ、さらに外容器の籠に入れられて、担夫によつて都に運ばれた。①出雲国が朝集使に付して朝廷に蘇を納めていることから、但馬国も同様に蘇は使に付して朝廷に納められたと考えられる。

次に平城宮跡から出土した木簡のなかから「蘇」に関する木簡をぬきだすと、次のようになる(出典表記の「一―156」は、『平城宮発掘調査出土木簡概報』十一の通し番号156を意味する。)

- ① 近江国生蘇三合 (一―156)
- ② 参河国貢蘇 (三十一―31)
- ③ ・武蔵国進上蘇 (三十一―34)
- ・天平七年十一月
- ④ 上総国精蘇 (三十一―35)
- ⑤ 美濃国蘇 (三十一―36)

①は前章でふれたのでここでは省略する。②③⑤はいずれも平城京左京二坊を通る二条大路の南端に掘られた東西溝状土坑SD五一〇〇から出土した、いわゆる二条大路木簡である。二条大路木簡は天平八年(七三六)を中心とする年紀をもち、聖武天皇や光明皇后に関わる木簡群を含む⁽⁴⁵⁾から、②③⑤の蘇は饗宴などに用いられた可能性がある。奈良時代の蘇の貢進時期について

は史料がなく不明であるが、③武蔵国が一月に蘇を進上していることから、平安時代と同様に奈良時代の蘇の貢進時期が一月前後であった可能性がある。

本章では中央における牛乳・蘇の生産組織である乳長上・乳戸や正税帳・木簡などにみえる蘇の貢進体制について検討した。次に平安時代の生乳・乳製品の貢進体制について検討する。

第三章 平安時代の牛乳・乳製品の貢進体制

平安時代の牛乳・乳製品の貢進体制は、基本的には奈良時代以来の貢進体制をもとにしているが、変化もみえる。最も大きな変化は乳牛院とよばれる機関が成立していることである。乳牛院は、『西宮記』巻八、諸院事に次のようにみえる。

乳牛院山城丹波麩、大炊雑穀、通取立味原牛、供御三宮乳、

乳牛院は、三宮に生乳を供御する機関であり、その所在地は、右近馬場の西であった。乳牛院には厩舎があり、母牛七頭と犢七頭の計一四頭が飼養され、毎日大三升一合五勺の生乳を生産していた⁽⁴⁶⁾。乳牛院が蘇を生産していたかは史料上確認できないが、先にみたように乳製品の一つの「乳脯」を造っていたことが知られる⁽⁴⁷⁾。

乳牛院の職員には、別当・預・乳師が置かれた。別当の補任例からは、別当には蔵人頭が任ぜられている⁽⁴⁸⁾。預は、乳牛院の事務全般を預かる事務官であり、乳師は前章でみた乳長上である。乳

長上は、弘仁一一年（八二〇）二月二七日に終身職から六年の任期職に改められ⁽⁵⁰⁾。天長二年（八二五）四月四日には乳長上は「乳師」に改称されている⁽⁵¹⁾。以上の他に搾乳作業時に案を執る夫（執案夫）・乳を取る夫（乳夫）などがいた。乳牛院の成立時期を記した史料がないためその成立時期は不明であるが、これまでの研究によつて延暦年間以前、弘仁・天長年間の二つの時期が提示されている⁽⁵²⁾。その乳牛院に乳牛を供給する牧として味原牧が置かれて

いる。
蘇の貢進体制については、延喜民部式貢蘇番条にみえる。長文であるが、全文引用する。

- 伊勢国十八壺七口各大一升、十口各小一升、尾張国十五壺五口各大一升、十口各小一升、参河国十四壺四口各大一升、十口各小一升、遠江国十四壺四口各大一升、十口各小一升、駿河国十二壺四口各大一升、十口各小一升、伊豆国七壺並小一升、甲斐国十壺並小一升、相模国十六壺六口各大一升、十口各小一升、
- 右八ヶ国為⁽⁵³⁾第一番丑未年
- 伊賀国七壺並小一升、武蔵国廿壺七口各大一升、十三口各小一升、安房国十壺並小一升、上総国十七壺七口各大一升、十口各小一升、下総国廿壺八口各大一升、十口各小一升、常陸国廿壺十口各大一升、十口各小一升、
- 右六箇国為⁽⁵⁴⁾第二番寅申年
- 近江国十八壺七口各大一升、十一口各小一升、美濃国十七壺七口各大一升、十口各小一升、信濃国十三壺五口各大一升、八口各小一升、上野国十三壺五口各大一升、八口各小一升、下野国十四壺五口各大一升、九口各小一升、若狭国八壺並小一升、越前国十五壺六口各大一升、九口各小一升、加

- 賀国十五壺九口各大一升、六口各小一升、
- 右八箇国為⁽⁵⁵⁾第三番卯酉年
- 能登国九壺三口各大一升、六口各小一升、越中国十壺六口各大一升、四口各小一升、越後国十一壺七口各大一升、四口各小一升、丹波国十一壺三口各大一升、八口各小一升、丹後国八壺六口各大一升、二口各小一升、但馬国十一壺八口各大一升、三口各小一升、因幡国十一壺八口各大一升、三口各小一升、伯耆国十一壺八口各大一升、三口各小一升、出雲国十一壺八口各大一升、三口各小一升、石見国八壺二口各大一升、六口各小一升、
- 右十箇国為⁽⁵⁶⁾第四番辰戌年
- 大宰府七十壺十五口各大一升、十五口各大二升、五口各大三升、廿口各小一升、
- 右為⁽⁵⁷⁾第五番巳亥年

- 播磨国十五壺九口各大一升、六口各小一升、美作国十一壺三口各大一升、八口各小一升、備前国十壺八口各大一升、二口各小一升、備後国七壺五口各大一升、二口各小一升、安芸国八壺六口各大一升、二口各小一升、周防国六壺並小一升、長門国八壺並小一升、紀伊国七壺二口各大一升、五口各小一升、淡路国三壺並小一升、阿波国十壺四口各大一升、六口各小一升、讃岐国十三壺五口各大一升、八口各小一升、伊予国十二壺八口各大一升、四口各小一升、土佐国十壺四口各大一升、六口各小一升、
- 右十四箇国為⁽⁵⁸⁾第六番子午年

凡諸国貢⁽⁵⁹⁾蘇、各依⁽⁶⁰⁾番次、当年十一月以前進了、但出雲国十二月為⁽⁶¹⁾限、輪転随⁽⁶²⁾次、終而復始、其取⁽⁶³⁾得乳⁽⁶⁴⁾者、肥牛日大八合、瘦牛減⁽⁶⁵⁾半、作⁽⁶⁶⁾蘇之法、乳大一斗煎、得⁽⁶⁷⁾蘇大一升、但飼⁽⁶⁸⁾秣者頭別日四把、

本条によれば、当時の貢進体制は、蘇の貢進国が五七ヶ国であり、それらの国々が一番から六番に分けられ、六年ごとに蘇を貢

進するといふものであった（以下、「延喜式」に規定された貢進体制を延喜式制と呼ぶ）。この体制の運用を考える上で、『小右記』永延二年（九八八）正月二〇日・二一日条に興味深い記述がみえる。

廿日、今日、撰政殿大饗也、…藏人主殿助拳直自内持参甘栗、但無蘇、此依西海道未献也、…

廿一日、昨日夕從鎮西献蘇、今日賜蘇甘栗勅使左衛門尉兼隆、

正月二〇日に撰政藤原兼家家で大饗が催されることになり、本来であれば朝廷から蘇と甘栗が兼家家に支給されるはずであったが、兼家家に遣わされた藏人主殿助藤原拳直は甘栗のみを持ち、蘇を持っていなかった。それは、西海道つまり大宰府からの蘇がまだ届いていないためであった。鎮西（大宰府）からの蘇は二〇日の夕方に到着した。二一日に再び勅使藤原兼隆が藤原兼家家に遣わされ、蘇が賜与された。

諸国は一月以前に蘇を納めることになっており、本条にみえる西海道諸国の蘇の未進は前年の永延元年分のものである。延喜民部式貢蘇番条によれば、西海道諸国（大宰府）が蘇を貢進するのは巳年・亥年である。永延元年は丁亥年、つまり亥年であり、延喜民部式貢蘇番条の規定に一致する。本条によって西海道諸国の蘇の未進が判明するが、一方で亥年には西海道諸国から蘇が貢進されるものと考えられていることや実際に蘇が貢進されている

ことから、この時点においても延喜式制の蘇の貢進体制が機能していたことがわかる。

次頁の【表】は、延喜民部式貢蘇番条にみえる諸国の蘇の貢進量（小升で換算したもの）をまとめたものである。【表】をみて気づくのは、全ての国が蘇を貢進していないことである。蘇を貢進していない国は、①飛驒国・志摩国・陸奥国・出羽国と②河内国・和泉国・大和国・山城国などである。東野氏・池山氏は②河内国などが含まれていないことについて、畿内に乳戸が置かれていたことから、都に近い畿内からは生乳をとる意図があったと指摘された⁵⁴。廣野氏は、①飛驒国らが貢進国から除外されていたことについて下国であったり、遠隔地であったりして蘇の搬送に不便であり、公的牧が設置されていなかったためとし、②河内国などが含まれていないことに対しては、畿内に典薬寮が運営する乳牛の牧や乳牛戸が置かれていたことから宮中で日々の供御に要する乳や蘇をそのつど納めていたと論じられている⁵⁵。

これまで蘇の貢進体制については、延喜民部式貢蘇番条から延喜式制の貢進体制はわかるが、それ以前の貢進体制は史料がなく不明であった。ところが、西本昌弘氏によって『新撰年中行事』に蘇の貢進体制にかかわる弘仁式逸文の存在が紹介された⁵⁶。次に『新撰年中行事』の貢蘇に関わる弘仁式逸文を引用し検討する。

『新撰年中行事』は、まず蘇などの効能や延喜民部式貢蘇番次条を載せ、以下の記述を載せる。

【表】蘇の貢進国と量(延喜民部式貢蘇番条) 総量=小999.5升

国名	大壺	小壺	総壺数	総量(小升)
第1番(8か国) 丑・巳年 総量=166小升				
伊勢	7	11	18	32
尾張	5	10	15	25
參河	4	10	14	22
遠江	4	10	14	22
駿河	4	8	12	20
伊豆	—	7	7	7
甲斐	—	10	10	10
相模	6	10	11	28
第2番(6か国) 寅・申年 総量=158小升				
伊賀	—	7	7	7
武蔵	7	13	20	34
安房	—	10	10	10
上総	7	10	17	31
下総	8	12	20	36
常陸	10	10	20	40
第3番(8か国) 卯・酉年 総量=195小升				
近江	7	11	18	32
美濃	7	10	17	31
信濃	5	8	13	23
上野	5	8	13	23
下野	5	9	14	24
若狭	—	8	8	8
越前	6	9	15	27
加賀	6	9	15	27
第4番(10か国) 辰・戌年 総量=161小升				
能登	3	6	9	15
越中	4	6	10	18
越後	4	7	11	19
丹波	3	8	11	17
丹後	2	6	8	12
但馬	3	8	11	17
因幡	3	8	11	17
伯耆	3	8	11	17
出雲	3	8	11	17
石見	2	6	8	12
第5番(9か国と2島) 巳・亥年 総量=117.5小升				
大宰府	15	20	35	117.5
第6番(14か国) 子・午年 総量=202小升				
播磨	6	9	15	27
美作	3	8	11	17
備前	2	8	10	14
備中	2	8	10	14
備後	2	5	7	11
安芸	2	6	8	12
周防	—	6	6	6
長門	—	8	8	8
紀伊	2	5	7	11
淡路	—	3	3	3
阿波	4	6	10	18
讃岐	5	8	13	23
伊予	4	8	12	20
土佐	4	6	10	18

前式作「三番」、東海十四国為「一番」、除志方、東山五个国、
除飛騨、陸奥、出羽、北陸五个国、今加、伊無之、山陰八个国、除隱岐丹波、惣十
 六个国為「二番」、山陽七个国、除長門、南海六个国、大宰合
廿四个国為「三番」、件前式、今所不用也、然而為知旧跡所載也、
 前式とは「弘仁式」のことである。本条は、蘇の貢進国を番制
 にしたがって列挙し、分註を加える。ただし蘇の貢進量は省略さ
 れている(以下、弘仁式に規定された蘇の貢進体制を弘仁式制と

呼ぶ)。本条の発見によつて、これまで不明であつた延喜式制以
 前の貢進体制である弘仁式制の蘇の貢進体制が判明した。弘仁式
 制は、蘇の貢進国が五四ヶ国であり、それらの国が一番から三番
 にわけられ、三年ごとに蘇を貢進するというものであつた。弘仁
 式制においても延喜式制と同様に河内国・和泉国・大和国・山城
 国や飛騨国・志摩国・陸奥国・出羽国が蘇の貢進国から除外され
 ており、この措置が弘仁式制に遡ることが確認された。

弘仁式制と延喜式制との貢進体制を比較すると、①貢進国の数②番制の数などに違いがある。①貢進国の数は、弘仁式制が五ヶ国であり、延喜式制が五七ヶ国であり、延喜式制では蘇の貢進国が三ヶ国増加している。新たな蘇の貢進国は、加賀国・長門国・丹波国である。

次に②番制の変化についてみると、弘仁式制が三番制であるのに対して、延喜式制は、六番制であった。延喜式制の六番制は、弘仁式制の三番制が分割されて六番制になったものである。この変更の要因について西本昌弘氏は、蘇を生産する国の増加をあげられた⁶⁷⁾。しかし、延喜式制で新たに蘇を貢進する国となったのは、加賀国・丹波国・長門国の三ヶ国であり、この増加が貢蘇制度を大きく変更させるほどのものであったとするには疑問がある。さらにいえば、加賀国は弘仁一四年（八二三）二月に越前国から分置された国であり、加賀国の蘇の貢進量はもとと越前国の貢進量に含まれていたと推測される。蘇の貢進量からみた場合、延喜式制は弘仁式制に比べて丹波・長門国分の蘇（小二五升）が増加されたことになるが、全貢進量（小九九九・五升）の三パーセント弱に過ぎないこの増加分が蘇の貢進体制全体を転換させた要因であったとは考えにくい。やはりこの番制の変更には別の要因があったと考えるべきであろう。この要因を探るために蘇の貢進状況を確認したい。当時の貢蘇の様子を知るために貞観七年三月二日太政官符を引用する（『類聚三代格』巻一〇、供御事）。

太政官符

応責違闕例貢蘇事

右案太政官去承和十二年八月七日符一備、太政官去弘仁六年十一月十三日下民部省符備、右大臣宣、奉勅、諸国所貢之蘇、須十一月以前俾悉進之、若有物実不好、并貢進違期者、国司科違勅罪、使者五位已上亦処同科、六位已下不論蔭贖、決杖六十者、而頃年国司輕蔑憲章、或稽延乃貢、或調適太匏、所司漏却、只賒其罪、今擬拋前格、恐多陷者、大納言正三位兼行右近衛大将民部卿陸奥出羽按察使藤原朝臣良房宣、宣申明旧制、頒下諸国、已往在寬、將來必罪者、而曾不慎違常致違闕、是則結罪称稍重、不忍必行、国宰積習、棄而不勤之所致也、右大臣宣、奉勅、有法不行、還同無法、宜改前格更立新制、五位已上全奪位祿、六位已下折取公廩五分之一、

貞観七年三月二日

貞観七年三月二日太政官符には、（一）弘仁六年十一月三日太政官符（二）承和十二年八月七日太政官符が引用されている。内容を時系列にそつて整理すると、次のようになる。

（一）弘仁六年（八一五）頃の貢蘇の状況は、諸国が粗悪な蘇を貢進し、貢進する時期が守られていないというものであった。弘仁六年十一月一三日に朝廷は今後粗悪な蘇を貢進した・違

期した国司には違勅罪を科し、五位以上の使にも違勅罪を科し、六位以下の使には決杖六〇を科すこととし、良質な蘇を期日を守り貢進するように命じた。⁵⁹⁾

(二)弘仁六年一月一三日の決定には効果がなく、貢蘇を巡る状況は改善しなかった。承和二年(八四五)八月七日に朝廷は前格(弘仁六年一月一三日太政官符)を厳格に適用した場合、多くの者を処罰しなければならないことになるためひとまずは不問にふし、今後同じことをすれば必ず処罰するとした。

(三)承和二年八月七日の決定にも国司は従わなかった。貞観七年三月二日に、朝廷は前格を改めて、粗悪な蘇を貢進した・違期した五位以上の者は位禄を奪い、六位以下の者は公廨五分の一を折取するという新制を定めた。この新制を適用したことが、『日本三代実録』仁和三年(八八七)二月五日条に「奪_二美濃、下野、若狭、能登、越中、越後、丹後、但馬、因幡、伯耆、石見等国司位禄公廨_一、以_三貢蘇違_レ期也、旧制、貢蘇違_レ期、国司五位已上科_二違勅罪_一、六位已下不_レ論_三蔭贖_一、決笞六十、今改_二前格_一、施_二此新制_一、」とみえ、朝廷が新制にしたがって違期した美濃国以下の国司らの位禄・公廨などを奪っている。

以上、貞観七年三月二日太政官符から、当時の貢蘇の状況を確認したが、当時の貢蘇の貢進状況は決して順調なものではなかつ

た。弘仁六年一月一三日太政官符で良質な蘇を期日通りに貢進するようにと国司に命じ、違反した場合には厳罰に処すとしたが、承和二年八月七日太政官符によれば、仮に弘仁六年の決定にしたがって国司を処分した場合多くの者を罰しなければならぬと述べていることから、相当数の国司が期日までに蘇を貢進せず、粗悪な蘇を貢進していたと推測される。その結果、貞観七年に新制を打ち出し、仁和三年には新制によって国司が処分されている。以上の施策によっても貢蘇の状況は好転しなかったことがうかがえる。したがって、三番制から六番制への変更は、このような貢蘇の状況をふまえて三年に一度の貢進から六年に一度の貢進に変更させることによって、諸国の負担を軽減し、確実に蘇を貢進させるためのものであったと考えられる。

それでは、貢蘇の弘仁式制から延喜式制への変更はいつ行われたのだろうか。先にみた仁和三年二月五日条をもとに考えてい。本条で処罰の対象となった貢蘇の違期がいつのものであったかを特定する。本条にみえる国を延喜式制の番次によって整理すると、①三番次Ⅱ美濃・下野・若狭・越前、②四番次Ⅱ能登・越中・越後・丹後・但馬・因幡・伯耆・石見となる。三番次の諸国が蘇を貢進するのは卯・酉年であり、仁和三年の直近の卯年は癸卯年の元慶七年(八八三)であり、酉年は丁酉年の元慶元年(八七七)である。四番次の諸国が蘇を貢進する年は辰・戌年であり、仁和三年の直近の辰年は甲辰年の元慶八年(八八四)であり、戌年は

戊戌年の元慶二年(八七八)である。仁和三年に貢蘇の違期によって国司が処罰されていることから、処罰の原因になったのは仁和三年に近い元慶七・八年の貢蘇の違期によるものと考えられるが、仁和三年に朝廷が三・四年前の貢蘇の違期を責めたとするには疑問が残る。そこで、これらの国を道別に改めて分類すると、①東山道⇨美濃・下野、②北陸道⇨若狭・能登・越中・越後、③山陰道⇨丹後・但馬・因幡・伯耆・石見となる。さらに延喜式制の番制ではなく、弘仁式制の番制に置き換えると、これらは弘仁式制の二番制(東海道・北陸道・山陰道諸国)に一致する。処罰された国司を延喜式制の番制で考えた場合三・四番制の諸国が混在するが、弘仁式制の番制で考えた場合全ての国が二番制に収まる。ここで処罰された国司らは弘仁式制の二番制の諸国のなかで違期した国司らであったと考えられる。したがって、仁和三年時点において貢蘇が弘仁式制によって運営されていたことがわかる。これ以降、貢蘇に関する史料は『延喜式』まででないため、貢蘇の弘仁式制から延喜式制への変更時期は不明であるが、少なくとも仁和三年以降であったと思われる。

まとめ

以上、史料の列挙に終始した部分が少なくないが、述べてきたところをまとめると以下の通りである。

①古代日本には牛乳・牛乳を加工して作られた酪・蘇・乳脯な

どが実在した。酪については実在していないとする説があるが、『和名類聚抄』の酪に和名が載せられていることや当時の実状に即して醍醐を掲載しなかった『医心方』に酪に関する記述がみえることや仏教儀礼に酪が用いられていることから、酪は古代日本に実在したと考えられる。

②古代日本における牛乳・酪・蘇・乳脯の利用を検討した。牛乳・酪・蘇、とくに蘇には様々な用途があり、その需要量は多い。中央の乳長上・乳戸では全てをまかなうことはできず、需要をみたすために諸国にも蘇を作らせて貢進させたものと思われる。諸国において蘇を造った機関は牧であったと考えられる。

③奈良時代の蘇の貢進体制は正税帳・木簡などから断片的にわかる。断片的ながら、奈良時代の貢進体制は平安時代の貢進体制と共通しており、平安時代の貢進体制が奈良時代の貢進体制をもとにしている可能性がある。

④平安時代の蘇の貢進体制は延喜民部式貢蘇番条からわかるが、それ以前の体制はこれまで不明であった。弘仁式逸文の発見によって貢蘇体制における弘仁式制が判明した。弘仁式制では三年に一度蘇を貢進する三番制であったが、延喜式制は六年に一度蘇を貢進する六番制であった。この違いの要因については、蘇の貢進国が増加したためと考えられたが、当時の貢蘇の状況を確認すると、貢蘇の違期や粗悪な蘇が貢進されるなど貢蘇制度自体が大きく揺らいでいた。当時の貢蘇

をとりまく状況からみて三番制から六番制への変更は、三年に一度の貢進から六年に一度の貢進への変更によって諸国の負担を減らし、蘇を確実に貢進させるためのものであったと考えられる。

⑤貢蘇制度における弘仁式制から延喜式制への変更時期は史料がなく不明であるが、仁和三年までは弘仁式制で運営されており、延喜式制への変更は仁和三年以降である。

本稿は、古代日本の牛乳・乳製品の利用と貢進体制について先行研究をもとに、これまでに蓄積されてきた発掘成果・新出史料を用いて検討を加えた。とくに蘇の物性についてはこれまで様々な方法で検討されてきたが、「蘇」と書かれた墨書土器がこれを解明する可能性がある。吉田川西遺跡・荒久遺跡から出土した「蘇」の墨書土器は、いずれも土師器高台付き皿の底部外面に墨書されている。宮本敬一氏は「これらの皿の用途が供膳具なのか貯蔵用の壺の蓋なのか明らかになれば、議論の分かれている蘇の物性を推定する手がかりともなるであろう。」と述べられており、今後「蘇」と書かれた墨書土器の出土例の増加が期待される。

註

- (1) ツの表記には、蕪・蘇・酥があるが、本稿では「蘇」に統一した。
 (2) 古代日本の乳・乳製品などに関する研究には、鈴木敬策「牛乳と乳製品の研究」(博文館、一九〇九年)、滝川政次郎 a 「日本上代の牛乳と乳製品」(「日本社会経済史論考」日光書院、一九三九年)、江上波

夫「ユウラシア古代北方文化」(全国書店、一九四八年)、渡辺実「日本食生活史」(吉川弘文館、一九六四年)、佐伯有清「牛と古代人の生活」(至文堂、一九六七年)、中尾佐助「料理の起源」(日本放送出版協会、一九七二年)、加茂儀一「日本畜産史」(食肉・乳酪篇(法政大学出版局、一九七六年)、東野治之「池山紀之」(日本古代の蘇と酪」(東野「長屋王家木簡の研究」(塙書房、一九九六年。初出は一九八一年)、滝川政次郎 b 「日本上代の牛乳と乳製品追記」(増補新版 日本社会経済史論考)(名著普及会、一九八三年)、和仁皓明「酥酪考」(「飲食史林」七、一九八七年)、有賀秀子他「日本における古代乳製品の酥および醍醐の本草綱目(李著)にもとづく再現試験」(「日本畜産学会報」五九―三、一九八八年)、中村修也「日本古代における牛乳・乳製品の撰取」(「風俗」九三、一九八八年)、齋藤瑠美子・勝田啓子 a 「日本古代における乳製品酪・酥・醍醐等に関する文献的考察」(「日本家政学会誌」三九―一、一九九八年)、齋藤瑠美子・勝田啓子 b 「日本古代における乳製品「蘇」に関する文献的考察」(「日本家政学会誌」三九―四、一九八八年)、廣野卓「古代日本のミルクロード」(中央公論社、一九九五年)などがある。

- (3) 滝川政次郎註(2) a 論文。
 (4) 西本昌弘「官曹書類」「弘仁式」「貞観式」などの新出逸文——「新撰年中行事」に引かれる新史料」(「続日本紀研究」三一五、一九九八年)。
 (5) 滝川政次郎註(2) a 論文二六六頁。
 (6) 『新撰姓氏録』左京諸蕃下。
 (7) 奈良国立文化財研究所編「長屋王邸宅と木簡」(吉川弘文館、一九九一年)一〇三頁。
 (8) 廣野卓註(2) 書一五七―一五八頁。奈良国立文化財研究所註(7) 書では、「牛乳は、そのまま飲んでいたかもしれないが、煮詰めてチーズのような「蘇」にしていたのだろう。」と述べられている(九一頁)。

- (9) 『医心方』卷三〇、五六部第三、牛乳所引「拾遺」。
- (10) 『大日本古文書』卷一四(追加八)三四九頁。
- (11) 滝川政次郎註(2) b 論文八三八〜八三九頁。
- (12) 『医心方』卷三〇、五六部第三、牛乳、所引「本草」。
- (13) 東野治之・池山紀之註(2) 論文四一八頁。
- (14) 中村修也註(2) 論文一一頁。
- (15) 吉田幸一「和名抄引用書名索引(一)」(『書誌学』一〇一四、一九三八年)三〇頁。
- (16) 『医心方』卷三〇、五六部第三、酪、所引「本草」。
- (17) 滝川政次郎註(2) a 論文二五七頁。渡辺実註(2) 論文五九頁など。
- (18) 江上波夫註(2) 書八九頁、佐伯有清註(2) 書一七七頁、東野治之・池山紀之註(2) 論文四二〇頁など。
- (19) 『医心方』卷三〇、五六部第三、蘇、所引「本草」。
- (20) 奈良文化財研究所『平城宮出土墨書土器集成Ⅲ』(二〇〇三年)四二頁。
- (21) 奈良国立文化財研究所「式部省東方・東面大垣の調査——第二七四次」(『奈良国立文化財研究所年報』一九九八—Ⅲ、一九九八年)六頁。
- (22) 奈良国立文化財研究所註(21) 報告書では、本墨書土器を「蘇□□(蜜菓力)」と判読されている(八頁)。藤原道長の「蘇蜜煮」の実用例からみて、墨書土器に書かれた文字は「蘇蜜煮」であると考えられる。
- (23) 『西宮記』卷一、二日二宮大饗。二宮大饗については、大田静六「大饗儀礼——三宮大饗と大臣大饗」を参照した。
- (24) 大臣大饗については、倉林正次「大臣大饗」(『饗宴の研究』儀礼編、桜楓社、一九六五年、初出一九六二年)、稲田陽一「大饗と貢蘇と乳部」(『岡山法学会雑誌』二八・三・四、一九七八年)、川本重雄「正月大饗と臨時客」(『日本歴史』四七三、一九八七年)、神谷正昌「大臣大饗の成立」(『日本歴史』五九七、一九九八年)などを参照した。

古代日本の牛乳・乳製品の利用と貢進体制について

- (25) 『西宮記』卷一、臣下大饗、給蘇甘栗事によれば、蘇四壺の内訳は、大壺二、小壺二である。
- (26) 『唐大和上東征伝』。
- (27) 延喜内藏寮式御厨会条。
- (28) 『平安遺文』卷八、補遺ノ一、四三八五号・四三八六号。高木神元氏は、「清蘇一壺」を「蘇油一壺」と解されている(高木『弘法大師の書簡』(法蔵館、一九八一年)一七九頁)。
- (29) 廣野卓註(2) 書一六四頁。
- (30) 太師元法については、堀池春峰「興福寺靈山三藏と常暁」(『南都仏教史の研究』下、法蔵館、一九八二年。初出は一九五九年)、永村眞「修法と聖教」(『中世寺院史料論』吉川弘文館、二〇〇〇年。初出は一九九八年)などを参照した。
- (31) 真言院御修法については、中林本然「真言密教の修法と如意宝珠」(『高野山大学密教文化研究所紀要』一八、二〇〇五年)などを参照した。
- (32) 『西宮記』卷一、真言院御修法所請雜香事。
- (33) 御燈については、吉田光邦「星の宗教」(淡交社、一九七〇年)、西本昌弘「八九世紀の妙見信仰と御燈」(『日本古代の王宮と儀礼』塙書房、二〇〇八年。初出は二〇〇二年)、並木和子「御燈の基礎的考察」(『古代文化』五八・三、二〇〇六年)などを参照した。
- (34) 千葉県史料研究財団「上総国分尼寺」(執筆者宮本敬一氏)では、「これらの遺物は直接には国分僧寺にかかわるものであるが、ナタネ油や蘇が国分尼寺にも供給され、法会や薬食に供されたものとみなしてさしつかえないであろう」と述べられている(『千葉県の歴史』史料篇考古三、一九九八年)一三八〜一三九頁。
- (35) 東野治之・池山紀之註(2) 論文四二九頁。
- (36) 斎藤瑠美子・勝田啓子註(2) b 論文七五頁。
- (37) 中村修也註(2) 論文一五頁。
- (38) 廣野卓註(2) 書一九六頁。

- (39) 佐伯有清(2) 書七二～七三頁。
- (40) 新井喜久夫「官員令別記について」(『日本歴史』一六五、一九六二年) 四七頁。
- (41) 新井喜久男註(40) 論文四七頁。
- (42) 「律令時代の塩尻」(塩尻市誌編纂委員会編『塩尻市誌』、一九九五年) 二五六～二六一頁、原明芳「奈良時代からつづく信濃の村・吉田川西遺跡」(新泉社、二〇一〇年) 三四～四〇頁。
- (43) 『政事要略』卷二八、一二月上、貢蘇事。
- (44) 雜令度十分条「…量、十合為_レ升、三升為_二大升一升_一、十升為_レ斗、十斗為_レ斛、…」。
- (45) 奈良文化財研究所註(7) 書二二一～二二七頁。
- (46) 「類聚三代格」卷一八、国飼并牧馬牛事、元慶八年九月一日太政官符、延喜典藥寮式。
- (47) 「小右記」寛仁三年八月二三日条。
- (48) 別当の補任例は以下の三例を確認できる。①藤原資房(『春記』長曆三年一〇月一四日条)、②藤原実守(『兵範記』嘉応元年八月二七日条)、③源雅清(『統左丞抄』卷三)。
- (49) 預の補任例には、『春記』長曆三年(一〇三九)一〇月一四日・同月一九日条にみえる「正友」がしられる。二つの記事から、乳牛院預が、乳牛院の事務全般を預かる存在であったことがわかる。預については、玉井力「九・十世紀の藏人所に関する考察」(『平安時代の貴族と天皇』(岩波書店、二〇〇〇年。初出は一九七五年)を参照した。
- (50) 「類聚三代格」卷五、定秩限事、弘仁二年二月二七日太政官符。
- (51) 「類聚三代格」卷四、加減諸司官員并廢置事、天長二年四月四日太政官符。
- (52) 乳牛院の成立時期を延暦年間以前とするのが、新村拓氏であり(新村「典藥寮別所乳牛院」(『古代医療官人制の研究』(法政大学出版局、一九八三年)、弘仁・天長年間とするのが大江篤氏である(大江「典藥寮別所乳牛院の設置をめぐって」(『続日本紀研究』二五三、一九八七年)。
- (53) 淡路国の蘇の貢進量について『政事要略』は「淡路国三壺_{並小一升}」とし、『延喜式』は「淡路国十壺_{四升大一升}」とする。弘仁式逸文によつて『延喜式』の記述の方が誤りであることが判明した。本条・本表の淡路国の貢進量は、『政事要略』などにしたがう。なお大宰府の貢進量は「七十壺_{大五升、中五升、小五升}」であるが、表の都合上「卅五口各大五合」は記入できなかつた。ただし、総量には含んでいる。
- (54) 東野治之・池内紀之註(2) 論文四二九頁。
- (55) 廣野卓註(2) 書一五三頁。
- (56) 西本昌弘註(4) 論文一〇頁。
- (57) 西本昌弘註(4) 論文一〇頁。
- (58) 「類聚三代格」卷五、分置諸国事、弘仁一四年二月三日太政官符。
- (59) 六位以下の者が決杖六〇とされたことについて、加茂氏は六位以下の者を搾乳の技術者とし、六位以下の者が五位以上の者に比べて罪が軽くされているのは保護されたためとする(加茂註(2) 論文二六八頁)。まずこの六位以下の者はただの六位以下ではなく、上にある「使者五位以上」と対応し、「使者の六位以下」と解すべきである。出雲国は朝集使従七位上石川朝臣足麻呂に付して蘇を進上しており(『出雲国計会帳』)、この六位以下の者は蘇を朝廷に貢納するための使者のことと考えられる。
- (60) 千葉県史料研究財団註(34) 項一三八～一三九頁。

Milk and its by-products as offerings under Japan's ancient contribution system

SATO Kentaro

Milk and its by-products are naturally nutritious food, and people in ancient Japan enjoyed tasting them as foods, drinks, or medicines. On the other hand, milk and its by-products were closely related to the philosophy of Buddhism and were often supplied at Buddhist rituals. There have been many studies on ancient diets including milk and its by-products and we have obtained useful knowledge on nutritious foods in ancient Japan. Among the milk products, “So” (蘇), a type of dairy product made from layers of milk skin, has been re-produced, and Japanese people enjoy it as it was enjoyed in the ancient diet. Based on previous studies, in this article the author describes the use of milk and its by-products as well as the contribution system of offerings in ancient Japan. The newly found research materials including Kouninshiki's lost writings' formula(弘仁式逸文) that describe “So”(蘇), wooden plates (木簡), and clay pots(墨書土器) are used for discussion. Since materials useful for studying the contribution system of offerings (蘇) in the Heian Era are unavailable except for 延喜民部式貢蘇条 (a Japanese book of laws and regulations), the contribution system of offerings (蘇) earlier than Englishiki (延喜式) is not known. Thanks to Kouninshiki's lost writings' formula, the contribution system of offerings under regulation called Kouninshikisei (弘仁式制) has been clarified. By comparing the contribution system of offerings called Englishiki with that of Kouninshiki, every aspect of change, i.e., difference in systems and any historical factors for transformation, have been reviewed. It is not clear when the contribution system of offerings was changed from Kouninshiki to Englishiki, but it is certain that the contribution system of offerings (蘇) apparently existed until 887 (the 3rd year of Ninna) according to Kouninshiki.